

一般社団法人日本ロボット学会 総務委員会規程

2024年5月22日理事会制定

(設置)

第1条 本学会定款第42条により総務委員会をおく。

(目的)

第2条 総務委員会(以下委員会という)は、本会の適正な運営を目的として以下の業務を行う。

(1) 体制整備業務：

a) 事務局員人事の管理

b) 理事会運営、事務局運営を含む学会運営全般のステアリング

c) 委員会等、学会活動実行体制の企画・管理・推進フォローアップ

(2) 情報システム管理業務：本会の電子化インフラの整備と運営

(3) その他の業務：他委員会での対応が該当しない案件の処理

(委員長)

第3条 委員会に委員長を一名おく。委員長は、本学会定款第42条により、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。委員長の任期は1年とする。

(委員)

第4条 委員は、委員長が、対応案件に応じて、適宜参加を依頼する。

(召集)

第5条 委員会は委員長が召集する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、庶務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. この規程は2024年5月22日から適用する。